



1日までに生まれた子ども

※「住所を有する」とは長崎県内に住民票を置いていることを指します。

《申請手続きを行う者》

申請手続きは原則「保護者（※）」が行う（対象児童が世帯主の場合のみ本人が申請可）

※保護者とは、父母、義父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

※対象児童が施設または里親等へ措置がなされている場合は、その施設の長または里親が申請することになります。

《申請期間》

令和5年6月28日（水）～11月30日（木）

※郵便の場合は当日消印有効

《申請方法》

電子申請または郵送申請

<https://www.nagasaki-okomedekosodate.com>

※送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をおすすめします。

※郵送申請の場合は、申請書の特設サイトでダウンロードいただき、必要事項を記入して提出してください。

《申請に関するお問い合わせ》

事務局名：長崎県子育て世帯臨時特別支援事業事務局

電話番号：0120-123-635

営業時間：10:00-17:00（平日のみ）

メールでのお問い合わせ：info@nagasaki-okome.jp



養育費や婚姻費用を請求するにあたり、さまざまな要素が絡まり複雑なケースもあるかと思えます。そのような時は、ひとりで抱えず、諦めず、気軽にご相談ください。

■ 7 月 の 予 定 —————

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

7 月 1 9 日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は池内 愛弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

山下・川添総合法律事務所ホームページ

<http://www.yamashita-lo.jp/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編 集 後 記 —————

◆ 家庭のクールビズスタイル

「クールビズって、オフィスのあれ？」って思っていないですか？確かに、オフィスでネクタイを外すなどして冷房時の室温を 28 度にする工夫はよく知られていますが、家庭でもクールビズはできるんです！

たとえば…

- ・ 家族で一つの部屋に集まって涼む
- ・ こまめなエアコンフィルターの清掃で、エアコンの効き目アップ！
- ・ グリーンカーテンでお部屋を涼しい木陰に
- ・ 夏野菜やかき氷を食べて、体の中からクールダウン
- ・ 通気性が良く、動きやすく涼しい服装を心がける
- ・ 扇風機で冷えた空気を循環させて冷房効率を上げるなどなど



